

## 第 1 6 号議案

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和  
6 2 年亀岡市条例第 2 2 号）の一部を改正する条例を次のように制  
定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和  
6 2 年亀岡市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号ただし書中「篠町篠牙ヶ尾地区地区整備計画  
区域」の次に「のうち工業施設ゾーン」を加える。

別表第 2 中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 篠町篠牙ケ尾地区地区整備計画区域内において、計画的で合理的な土地利用を誘導し、周辺環境と調和のとれた良好な市街地環境の形成と保全を図るため、建築物の制限の一部を変更すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。